

がん放射線療法看護認定看護師養成課程に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、東京医療保健大学「放射線看護研修センター」規程第5条に基づき、がん放射線療法看護認定看護師養成課程(以下「本課程」という)に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育理念)

第2条 「科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」「寛容と温かみのある人間性と生命に対する畏敬の念を尊重する精神」に則り、医療分野において特色ある教育研究を実践することで、時代の求める豊かな人間性と教養を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して、新しい視点から総合的に探求し解決することの出来る人材を育成する。

(教育目的)

第3条 本課程では、以下の能力を備えた「がん放射線療法認定看護師」(以下、認定看護師という)を育成することを目的とする。

- (1) がん放射線療法を受ける患者と家族の QOL 向上のため、水準の高い看護実践ができる看護職者を育成する。
- (2) がん放射線療法を受ける患者の看護において、看護実践を通して他の看護に対して指導ができる能力を育成する。
- (3) がん放射線療法を受ける患者の看護において、看護実践を通して他の看護職者に対して相談対応・支援ができる能力を育成する。

(研修機関)

第4条 本認定看護師の養成は、東京医療保健大学「放射線看護研修センター」(東京都目黒区東が丘 2-5-1) (以下本センターという)において行う。

第2章 定員及び研修期間等

(研修生の定員)

第5条 本センターにおいて養成する認定看護師の人員は6名以上12名以内とする。

(研修期間等)

第6条 本課程の研修期間は、7月1日を始期とし、翌年3月31日を終期とする9カ月とする。

- 2 研修期間内の授業日及び授業時間は別に定める。

第3章 教育課程等

(教育課程の編成)

第7条 本課程の教育課程は、第2条の教育目的を達成するために、公益社団法人日本看護協会(以下「日本看護協会」という)が定めた「認定看護師教育基準カリキュラムの規定」に基づき、編成する。

(授業科目の区分)

第8条 本課程の教育は、共通科目、専門基礎科目、専門科目、学内演習、実習によって行う。

- 2 各教科目および単位数は別表第1に定める。
- 3 別表第1に定める教科目以外、必要に応じ、認定看護師資格取得に関する教科目等を適宜開設することができる。ただし、これらの教育科目等は必修としない。

(単位数の算定方法等)

第9条 各教科目の時間、授業回数、単位数は以下の通りとする。

- (1) 講義及び演習は、運営上 45 分を1時間とみなし、90 分の授業1回を2時間と計算する。
- (2) 実習は、運営上 45 分を1時間とみなす。
- (3) 講義 30 時間は2時間の授業を 15 回実施、講義 15 時間は2時間の授業を8回実施することを原則とする。
- (4) 講義は 15 時間で1単位、演習は 30 時間で1単位、実習は 45 時間で1単位とする。

第4章 各教科目の試験

(各教科目の修了試験等)

第10条 各教科目の修了試験の試験時間は、各教科目の規定時間に含めず、別途試験時間を設けて行う。

- 2 各教科目の試験時間は 90 分を超えない。
- 3 各教科目の試験方法は、筆記試験、レポート、実技試験等による。
- 4 各教科目の修了試験の実施については、別に定めて告示する。

(受験資格)

第11条 別表第1に定める各教科目の履修時間の5分の4以上を出席した者は、各教科目毎に行う試験を受験することができる。

(単位の認定)

第12条 単位の認定は各教科目担当者の定める試験方法により行う。

- 2 各教科目の試験の評価はA(100～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、D(59点以下)の4段階とし、A、B、Cは合格とし、Dは不合格とし単位は認めない。

(再試験)

第13条 不合格者に対する各教科目の再試験は、原則として行わない。ただし、各教科目の科目責任者が再試験を行うと判断した場合には、1回に限り再試験を行う。

(追試験)

第14条 疾病等止むを得ない事由により各教科目の試験を受験できなかった者に対しては、追試験を実施する。

2 追試験の対象者は、「診断書」または疾病以外の止むを得ない事由が記載された書類を科目責任者に提出する。

第5章 課程の修了と修了試験

(本課程の修了)

第15条 研修生の能力が、がん放射線療法看護分野の認定看護師として活動することに相応しいか否かを判定するため修了試験を行い、修了試験に合格することを本課程の修了要件とする。

(修了試験の受験資格)

第16条 本課程の修了要件とされる全ての教科目の試験に合格した者が、修了試験を受験することができる。

(修了試験の範囲)

第17条 修了試験の範囲は、共通科目、専門基礎科目、専門科目、学内演習、臨地実習の全領域を含む。

(修了試験と評価)

第18条 修了試験は筆記試験、論文等によって行う。

2 修了試験で80%以上の成績を修めたものを合格とする。

(修了試験の再試験)

第19条 不合格者に対する再試験は、原則として行わない。ただし、主任教員が、再試験を行うと判断した場合には、1回に限り再試験を行う。

(修了試験の追試験)

第20条 疾病等止むを得ない事由により修了試験を受験できなかった者に対しては追試験を実施する。

2 追試験の対象者は、「診断書」または疾病以外の止むを得ない事由が記載された書類を主任教員に提出する。

第6章 入学・休学・復学・退学

(本課程の受験資格)

第21条 次の全ての要件を満たす者が、本課程への入学志願ができる。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること。
- (2) 上記の免許取得後、通算5年以上実務研修をしていること。
- (3) 実務研修期間の内通算3年以上、がん放射線療法を受けている患者の多い病棟・外来・治療部門での看護実績を有すること。
- (4) がん放射線療法を受けている患者の看護を5例以上担当した実績を有すること。
- (5) 現在、がん放射線療法を受けている患者の多い病棟・外来・治療部門で勤務していることが望ましい。

(入学志願届)

第22条 入学志願者は、所定の入学願書に所定の検査料及び別に定める書類を添えて申請する。

(入学者の選考・入学許可)

第23条 入学志願者に対して別に定めるところにより選考を行う。

- 2 推薦入試や特別枠入試は行わない。
- 3 選考に合格し、所定の入学手続きを完了した者に対して、放射線看護研修センター長(以下本センター長という)は入学を許可する。

(休学)

第24条 疾病その他やむを得ない事由によって1ヶ月以上修学することができないときは、その事由を示す書面を添え、本センター長に提出し、本センター長の許可を得る。

- 2 疾病のため休学を願い出る場合は、診断書を添えなければならない。
- 3 疾病等のため修学することが適当でない認められた者には本センター長は休学を命ずることができる。
- 4 休学期間については、別に定めるところにより受講料を減額する。

(休学期間)

第25条 休学期間は、1年以内とする。

(復学)

第25条 休学者が復学を希望する場合は、復学願を本センター長に提出し、許可を得なければならない。

- 2 疾病のため休学した者が復学を願い出る場合は、診断書を添えなければならない。
- 3 復学しようとする者は、別に定める復学に要する受講料を、復学する日までに納入しなければならない。

(退学)

第26条 疾病その他の事由により退学しようとするときは、退学願いを本センター長に提出し、許可を受けなければならない。

第7章 学費

(学費)

第27条 本課程の入学検定料・入学金・受講料その他の学費は別表第2に定める。

2 入学検定料・入学金・受講料その他の学費は所定の期日までに納入する。

(学費の不返還)

第28条 一旦納入した学費等は、理由の如何にかかわらずこれを返還しない。但し、所定の期間内に所定の方法で入学を辞退した場合には、入学金を除く学費を返還する。

第8章 職員組織

(職員構成)

第29条 本課程の職員の構成は、次のとおりとする。

放射線看護研修センター長

教育職員(主任教員、専任教員、非常勤講師)

事務職員

(放射線看護研修センター長)

第30条 本センター長は研修センターの業務をつかさどり、職員を統督する。

(主任教員)

第31条 主任教員は、本センター長の命を受け、当該課程の運営に関し、総括し、調整する。

(専任教員)

第32条 専任教員は、主任教員の命を受け、当該課程の教育にあたる。

(非常勤講師)

第33条 非常勤講師は主任教員の命を受け、当該課程の教育にあたる。

(事務職員)

第34条 事務職員は本センター長の命を受け、当該課程の事務処理にあたる。

第9章 会議等

(教員会の設置等)

第35条 放射線看護研修センターに教員会を置く。

2 教員会規定については別に定める。

(入試委員会の設置等)

第36条 放射線看護研修センターに入試委員会を置く。

2 入試委員会規定については別に定める。

第10章 細則

(細則)

第37条

本規程の細則その他必要な事項は別に定める。

附則

本規程は平成30年3月1日から施行する。

休学・復学にともなう受講料に関する内規

1 休学に伴う受講料について

休学に伴う受講料は、年間の受講料に、休学者の[修了に必要な履修総時間数]に対する[未履修科目の総時間数]の比率を乗じて算出される額(千円未満は切り捨て)を返却する。

2 復学に伴う受講料について

復学に伴う受講料は、年間の受講料に、復学者の[修了に必要な履修総時間数]に対する[未履修科目の総時間数]の比率を乗じて算出される額(千円未満は切り捨て)を徴収する。

入学辞退に伴う受講料等の返還に関する内規

本課程所定の「入学辞退届」に必要事項を記入し、「入学許可証」を添えて当該年度の4月末日(当日消印有効)までに提出した方について、受講料及び実習費を返還する。

研修期間内の授業日及び授業時間に関する細則

平成30年度の研修期間内の授業日及び授業時間は下記のとおりとする。

1 研修期間

2018年7月5日から2019年3月29日(9ヶ月間)

2 授業日及び授業時間

・各教科研修期間：7月～1月中旬 毎週3日間

木、金曜日 夜間 18:00～21:10 土曜日 昼間 9:00～16:10

・演習、実習期間：1月下旬～3月上旬 毎週月～金

演習 9:00～16:10

実習 8:30～17:15(実習施設の日勤時間帯に準じる)

【別表第1】

認定看護師教育カリキュラム

教 科 目		時間数 (単位数)	総時間数
共通科目 (必修)	医療安全学：医療倫理	15(1)	120
	医療安全学：医療安全管理	15(1)	
	医療安全学：看護管理	15(1)	
	臨床薬理学：薬理作用	15(1)	
	チーム医療論 (特定行為実践)	15(1)	
	相談 (特定行為実践)	15(1)	
	指導	15(1)	
	医療情報論	15(1)	
専門基礎科目	がん看護学総論	15(1)	120
	腫瘍学概論Ⅰ	15(1)	
	腫瘍学概論Ⅱ	15(1)	
	ヘルスアセスメント	15(1)	
	がんの医療サービスと社会資源	15(1)	
	がん放射線療法概論	30(2)	
	がん放射線療法看護概論	15(1)	
専門科目	対象に合わせた放射線療法と看護	30(2)	150
	がん放射線療法の治療計画管理における看護	30(2)	
	がん放射線療法を受ける患者と家族への心理及び社会的看護支援	15(1)	
	がん放射線療法に伴う有害事象マネジメントとセルフケア支援	60(4)	
	放射線療法における放射線の安全な取り扱い	15(1)	
学内演習		60(2)	60
臨地実習		180(4)	180

【別表第2】

学費及び諸納金

費目	金額(円)
入学検定料	50,000

費目	金額(円)
入学金	50,000
受講料	700,000
実習費	100,000
計	850,000

その他

委託徴収金：およそ1,500円(保険料：研修保証制度 Will)

教科書代・参考書代、実習中の交通費・宿泊費等は自己負担